株　主　各　位

証券コード　8793
2020年6月３日

東京都港区港南二丁目15番3号
ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社
代表取締役社長　今 関　智 雄

第５０期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況を踏まえ、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全確保及び感染防止のために必要な措置を講じますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、３頁のご案内に従って、2020年６月19日（金曜日）午後４時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

日　　時	2020年６月22日（月曜日）午前10時　　(開場午前９時)	
場　　所	東京都港区芝公園二丁目5番20号 ホテルメルパルク東京　5階　瑞雲（ずいうん）の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。また、ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。)	
目　的 事　項	報 告 事 項	第50期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	決 議 事 項	
	第１号議案	定款一部変更の件
	第２号議案	取締役８名選任の件
	第３号議案	監査役２名選任の件

以　上

（注）１．株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、日時や場所が変更となる場合がございます。当社ホームページ（https://www.necap.co.jp/)より、発信情報をご確認くださいますようお願い申し上げます。
２．本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようご協力お願い申し上げます。
なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を行使できる当社の他の株主１名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会前に当社にご提出ください。

3．本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.necap.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
4．株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類（連結注記表及び個別注記表を含む。）の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（https://www.necap.co.jp/）への掲載によりお知らせいたします。

≪議決権行使についてのご案内≫

当日のご出席に代えて、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

【議決権行使書郵送による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月19日（金曜日）午後４時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使】

議決権をインターネット等により行使される場合は、次の事項をご了承のうえ議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って2020年６月19日（金曜日）午後４時までに議案の賛否をご登録ください。

（1）インターネット等による議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただく方法とスマートフォンを用いた方法によってのみ可能です。ご利用方法につきましては後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。
【議決権行使サイトURL】https://www.web54.net
（2）インターネット等による議決権行使は、2020年６月19日（金曜日）午後4時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
（3）議決権行使書の郵送とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
（4）インターネット等によって複数回数、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
（5）議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

【議決権行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

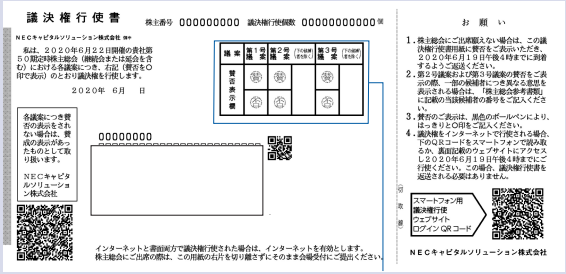
議決権行使書

株主番号 00000000000　議決権行使個数 00000000000個

NECキャピタルソリューション株式会社 御中

私は、2020年6月22日開催の貴社第50期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2020年　6月　日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛
	否	否	否

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

NECキャピタルソリューション株式会社

00000000

インターネットと書面双方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

お　願　い

1．株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月19日午後4時までに到着するようご返送ください。
2．第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
3．賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
4．議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし2020年6月19日午後4時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログイン QRコード

NECキャピタルソリューション株式会社

各議案の賛否をご表示ください。

【第１号議案】
賛成の場合・・・「賛」の欄に○印
反対の場合・・・「否」の欄に○印

【第２号議案】
全員賛成の場合・・・「賛」の欄に○印
全員反対の場合・・・「否」の欄に○印
一部の候補者を反対する場合
「賛」の欄に○印をし、右欄に反対する候補者の番号をご記入ください。

【第３号議案】
全員賛成の場合・・・「賛」の欄に○印
全員反対の場合・・・「否」の欄に○印
一部の候補者を反対する場合
「賛」の欄に○印をし、右欄に反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された **「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」** を読み取ってください。

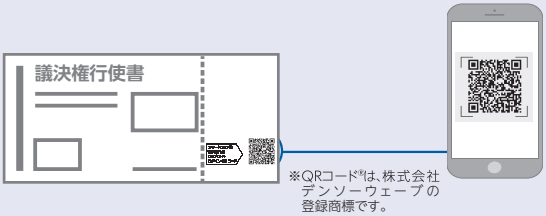

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

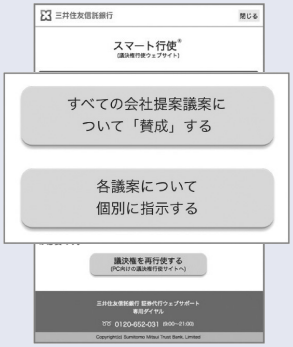

QRコードを用いたログインは初回の議決権行使に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 議決権行使サイトへアクセスする

https://www.web54.net

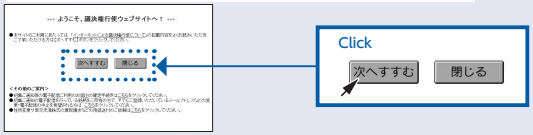

2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

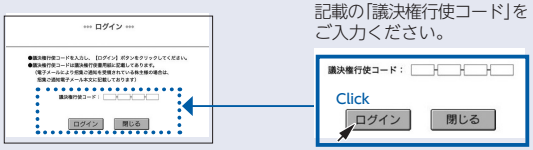

3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」による議決権行使は１回に限り可能です。

※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイトhttps://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120－652－031
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社および子会社の現状に即し、目的事項の見直しおよび事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）について所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則 （目的） 第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 （１）～（17）　（条文省略） （18）<u>信用調査業</u> （19）～（22）　（条文省略） （23）<u>労働者派遣事業</u> （24）～（26）　（条文省略）	第１章　総則 （目的） 第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 （１）～（17）　（変更なし） （18）<u>農作物、農業関連製品の生産、加工および販売事業</u> （19）～（22）　（変更なし） （23）<u>発電事業、再生可能エネルギーの供給、売買およびサービスに関する事業</u> （24）～（26）　（変更なし）

第２号議案　取締役８名選任の件

2019年８月31日付をもって取締役諏訪原浩二氏が辞任し、また、本株主総会終結の時をもって、取締役７名全員が任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	再任候補者 今関　智雄（いまぜき　ともお） （1959年３月24日生）	1981年４月	日本電気㈱　入社	10,300株
		2003年７月	ＮＥＣパーソナルプロダクツ㈱　経営企画部長	
		2007年５月	日本電気㈱　財務部ＩＲ室長	
		2009年４月	ＮＥＣインフロンティア㈱　執行役員	
		2012年６月	当社　取締役、執行役員	
		2015年４月	当社　代表取締役、執行役員常務	
		2017年６月	当社　代表取締役社長（現任）	
		（取締役候補者とした理由） 今関智雄氏は、長年にわたり経理、経営企画を担当するほか、経営者としての豊富な経験と高度な知識を有し、2012年に当社の取締役に就任し、2017年からは代表取締役社長として経営の指揮を執っております。同氏が当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人物として、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。		
2	再任候補者 手塚　修一（てづか　しゅういち） （1958年８月25日生）	1983年４月	日本電気㈱　入社	3,700株
		2009年４月	同社　事業支援部　勤労統括マネージャー	
		2011年４月	NEC Asia Pacific Pte.Ltd Vice President RHR	
		2014年４月	日本電気㈱　ビジネスイノベーション企画本部　シニアエキスパート	
		2015年４月	当社　人事総務部長	
		2016年４月	当社　執行役員兼人事総務部長	
		2016年６月	当社　取締役、執行役員兼人事総務部長	
		2017年４月	当社　取締役、執行役員	
		2017年６月	当社　取締役、執行役員常務（現任）	
		（重要な兼職の状況） ㈱リサ・パートナーズ　取締役		
		（取締役候補者とした理由） 手塚修一氏は、人事、総務、法務を担当するほか、経営管理態勢の強化等において豊富な経験と高度な知識を有し、2016年に当社の取締役に就任し、2017年からは取締役執行役員常務として務めております。同氏が当社の経営管理態勢強化においてその経験と見識をいかんなく発揮していることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
3	再任候補者 夏目　範夫（なつめ　のりお） （1960年８月６日生）	1984年４月	日本電気㈱　入社	2,500株
		2007年４月	同社　ニューソリューション開発本部長	
		2010年４月	同社　ITプラットフォームソリューション事業部長	
		2014年４月	同社　ビジネスイノベーション企画本部長	
		2015年４月	同社　経営企画本部主席主幹	
		2016年９月	当社　エグゼクティブコンサルタント	
		2017年４月	当社　執行役員	
		2017年６月	当社　取締役、執行役員（現任）	
		（取締役候補者とした理由） 夏目範夫氏は、営業及び経営企画に関する豊富な経験と高度な知識を有し、2017年から当社の取締役執行役員として、ＩＣＴサービス及びPFI事業等の専門領域分野における営業を担当しております。同氏が営業及び経営戦略強化においてその経験と見識をいかんなく発揮していることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。		
4	新任候補者 永井　克紀（ながい　かつのり） （1963年５月28日生）	1986年４月	日本電気㈱　入社	0株
		2015年４月	同社　九州支社長	
		2017年４月	同社　関西支社長	
		2019年４月	当社　取締役執行役員常務付主幹	
		2020年４月	当社　執行役員常務（現任）	
		（取締役候補者とした理由） 永井克紀氏は、日本電気株式会社の九州支社長、関西支社長を歴任し、2019年に当社入社後は、営業部門総括執行役員を補佐し当社グループの事業の拡大・推進を担うなど、営業全般及び経営における豊富な経験と高度な知識を有しております。これらの経験や知見を当社の経営に活かしていただくことを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		
5	再任候補者 名和　高司（なわ　たかし） （1957年６月８日生）	1980年４月	三菱商事㈱　入社	0株
		1991年４月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク　入社	
		2001年６月	同社　ディレクター	
		2010年６月	一橋大学大学院　国際企業戦略研究科　教授（現任）	
		2011年６月	当社　取締役（現任）	
		（重要な兼職の状況） ㈱ジェネシスパートナーズ　代表取締役社長 ㈱ファーストリテイリング　社外取締役 味の素㈱　社外取締役		
		（社外取締役候補者とした理由） 名和高司氏は、一橋大学大学院の国際企業戦略研究科教授を務めるなど、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、社外の客観的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏の経験や知見を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって９年となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
6	再任候補者 板谷　正徳（いたたに　まさのり） （1953年10月13日生）	1976年４月	野村證券㈱　入社	0株
		1998年６月	同社　取締役	
		2002年４月	同社　常務取締役	
		2003年６月	同社　常務執行役	
		2006年４月	野村ホールディングス㈱　常務執行役	
		2007年６月	野村證券㈱　取締役（監査委員）	
		2007年６月	野村ホールディングス㈱　取締役（監査特命取締役）	
		2013年６月	同社　顧問	
		2014年６月	当社　取締役（現任）	
		（社外取締役候補者とした理由） 板谷正徳氏は、野村ホールディングス株式会社の取締役を務めるなど、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、社外の客観的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏の経験や知見を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって６年となります。		
7	新任候補者 大久保　智史（おおくぼ　さとし） （1969年１月７日生）	2005年３月	日本電気㈱　入社	0株
		2013年４月	同社　経営企画本部関連企業部シニアマネージャー	
		2014年４月	同社　経営企画本部コーポレートアライアンス部プロジェクトディレクター	
		2017年４月	同社　コーポレートアライアンス本部プロジェクトディレクター	
		2018年４月	同社　経営企画本部長代理兼経営企画本部関連企業部長（現任）	
		2018年６月	当社　社外監査役（現任）	
		（重要な兼職の状況） ㈱高砂製作所　取締役 ＮＥＣファシリティーズ㈱　取締役		
		（社外取締役候補者とした理由） 大久保智史氏は、日本電気株式会社の経営企画本部長代理として企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しております。また、当社の社外監査役として監査役会の監査及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏の経験や知見を当社の経営に更に活かしていただくため、本総会終結の時をもって監査役を辞任し、あらためて社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
8	新任候補者 永井　孝典（ながい　たかのり） （1970年９月17日生）	1993年４月	日本電気㈱　入社	0株
		2015年４月	同社　エンタープライズ企画本部長代理	
		2016年４月	同社　営業企画本部長代理	
		2017年４月	同社　社会公共企画本部長代理	
		2019年４月	同社　社会公共企画本部長（現任）	
		（重要な兼職の状況） ＮＥＣネクサソリューションズ㈱　取締役		
		（社外取締役候補者とした理由） 永井孝典氏は、日本電気株式会社の社会公共企画本部長として企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しております。これらの経験や知見を当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．名和高司氏、板谷正徳氏、大久保智史氏及び永井孝典氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
（1）社外取締役候補者の独立性について
① 名和高司氏及び板谷正徳氏につきましては、過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員となったことはなく、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったこともありません。
② 大久保智史氏及び永井孝典氏につきましては、当社の特定関係事業者である日本電気株式会社の使用人であります。
③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役及び使用人としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また、過去２年間に受けていたこともありません。
④ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
（2）在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止のために行った行為並びに発生後の対応について
名和高司氏及び板谷正徳氏の在任中に不当な業務執行が行われた事実はありません。
４．社外取締役との責任限定契約について
当社は、期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外取締役（会社法第427条第1項の業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、名和高司氏及び板谷正徳氏の再任並びに、大久保智史氏及び永井孝典氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・取締役の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項、第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
５．名和高司氏及び板谷正徳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役本間郁夫氏が任期満了となり、監査役大久保智史氏が辞任いたします。つきましては、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	新任候補者 村井　克行（むらい　かつゆき） （1961年５月４日生）	1984年４月	㈱日本興業銀行　入社	0株
		2006年８月	みずほ証券㈱　経営企画グループ国際部部長	
		2007年４月	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド東京支店　シニアディレクター	
		2010年12月	当社　支配人	
		2011年４月	当社　執行役員	
		2013年４月	当社　執行役員常務（現任）	
		（監査役候補者とした理由） 村井克行氏は、長年金融機関に在籍し、また、当社の営業部門執行役員常務を務めるなど企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しております。経営に関する専門的見地から、当社の監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。		
2	新任候補者 南治　孝司（なんじ　たかし） （1970年12月25日生）	1993年４月	日本電気㈱　入社	0株
		2015年10月	同社　財務部シニアエキスパート	
		2018年12月	同社　財務部シニアマネージャー	
		2019年２月	同社　財務部ＣＣＣ改革推進室長（現任）	
		（社外監査役候補者とした理由） 南治孝司氏は、日本電気株式会社において、長年にわたり経理部門・財務部門の業務に従事しており、経理に関する専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。		

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．南治孝司氏は、社外監査役候補者であります。

３．社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

①南治孝司氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役及び使用人としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また、過去２年間に受けていたこともありません。

②同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

③同氏は、当社の特定関係事業者である日本電気株式会社の使用人であります。

４．社外監査役との責任限定契約について

当社は期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外監査役（常勤の社外監査役を除く）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、南治孝司氏が社外監査役に就任された場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・監査役の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項、第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第３四半期までは好調な企業業績や堅調な海外景気を背景に、緩やかな景気回復が続いておりましたが、１月下旬以降全世界に感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により景況感は急激に悪化いたしました。2020年４月公表の日銀「地域経済報告―さくらリポート―」において、全国の９地域すべての景気判断が下方修正されるなど、個人消費や企業活動に大きな影響を与える状況となっております。

当社グループの属するリース業界においては、情報通信機器の取扱高増加により、業界全体の2019年４月から2020年３月累計のリース取扱高は、前期比6.2％増の５兆2,983億円となっております（出典：公益社団法人リース事業協会「リース統計」）。

このような状況下において、当社賃貸・割賦事業では、主要顧客である官公庁自治体との良好な取引関係を活かして取引規模の拡大を図ると共に、大型のベンダーファイナンス案件の獲得やWindows10の入替需要を取り込んだICTレンタルの増加等により、当連結会計年度における契約実行高、成約高共に前期を大幅に上回る結果となりました。

ファイナンス事業においては、それぞれの顧客の資金需要に沿った幅広いファイナンススキームの提案や、顧客基盤の拡充、深耕等により、契約実行高、成約高共に前期を上回る結果となりました。

リサ事業においては、ファンドビジネスにおける投資有価証券の売却や配当収益により、売上高、営業利益共に前期を上回る結果となりました。

また、その他の事業においては、当期に大型の売却収益を計上したことから、売上高は前期を上回り、営業損失は改善しました。

経営成績においては、売上高、売上総利益共に営業資産の積み上げや投資有価証券の売却等により、賃貸・割賦事業をはじめ、すべてのセグメントで前期を上回りました。営業利益は、第４四半期連結会計期間に新型コロナウイルス感染拡大の影響等により与信費用の計上を行ったことから減益となっておりますが、経常利益については、前期の為替評価損が当期は評価益になったこと、及び投資事業組合等の投資利益を獲得したこと等により増益となっております。親会社株主に帰属する当期純利益については、法人税等や非支配株主に帰属する当期純利益の増加により前期を下回る結果となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高2,207億16百万円（前期比8.1％増）、営業利益82億92百万円（同7.1％減）、経常利益90億92百万円（同2.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益51億17百万円（同19.9％減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

イ．賃貸・割賦事業

賃貸・割賦事業の売上高は、前期比4.8％増の1,748億93百万円となったものの、営業利益は販売費及び一般管理費の増加等により、前期比12億47百万円減少し28億39百万円となりました。

ロ．ファイナンス事業

ファイナンス事業の売上高は、配当収益や金利収入等により前期比9.7％増の72億86百万円となったものの、営業利益は販売費及び一般管理費の増加等により、前期比２億15百万円減少し31億６百万円となりました。

ハ．リサ事業

リサ事業の売上高は、当期の大型のファンドによる営業投資有価証券の売却や配当収益により前期比15.1％増の161億68百万円となり、営業利益は前期比４億12百万円増加し40億46百万円となりました。

ニ．その他の事業

その他の事業の売上高は、当期に大型の賃貸資産の売却等があったことから、前期比34.8％増の224億37百万円となり、営業損失は前期比２億24百万円改善し１億30百万円となりました。

②　設備投資の状況

イ．賃貸資産

当連結会計年度における賃貸資産設備投資（無形固定資産を含む）の新規取得高は、193億61百万円であります。

ロ．社用資産

当連結会計年度における社用資産の設備投資は、主にソフトウェアの新設・拡充等の15億３百万円であります。

③　資金調達の状況

資金調達面では、安定的な資金調達と資金コストの低減の両立を基本方針としております。資産構成への適合性にも配慮し、長期資金と短期資金、間接調達と直接調達のバランスを図っており、また、金融情勢の変動に対し柔軟に対応できるよう、これまで調達手段の多様化を実践してまいりました。

当連結会計年度末の有利子負債残高につきましては、8,412億69百万円と前連結会計年度末の7,413億40百万円から999億29百万円増加しております。

当連結会計年度における調達施策といたしましては、企業のＥＳＧ（Environmental(環境)、Social(社会)、Corporate Governance(企業統治)）側面の情報開示とサステイナビリティへの取り組みなどを評価し、ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））達成への貢献に対して評価を受けた「ＥＳＧ/ＳＤＧｓ評価融資」により、資金調達の多様化を進め、金融環境の変化への対応力を強化いたしました。また、2019年７月に第16回無担保社債、2019年10月には第17回無担保社債を発行し、調達チャネルの安定基盤構築に努めました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高に占める直接金融比率は42.2%、長短比率については、短期比率が34.8%となっております。昨今の新型コロナウイルス感染拡大による金融市場の混乱に備え、主にCPの発行により例月よりも多く現預金を確保したことにより、直接比率及び短期比率が上昇しておりますが、当社としては足元の経済環境や市場環境を踏まえると、適正水準にあるものと認識しております。

④　**事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**
該当事項はありません。

⑤　**他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。

⑥　**吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。

⑦　**他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

①　**企業集団の財産及び損益の状況**

区　　分	第 47 期 (2017年３月期)	第 48 期 (2018年３月期)	第 49 期 (2019年３月期)	第 50 期（当期） (2020年３月期)
売上高（百万円）	215,718	231,432	204,131	220,716
営業利益（百万円）	6,024	12,674	8,929	8,292
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,517	6,006	6,391	5,117
１株当たり当期純利益　（円）	163.35	278.93	296.81	237.66
総資産（百万円）	860,482	906,495	895,683	997,510
純資産（百万円）	108,821	110,989	105,999	105,248

②　**当社の財産及び損益の状況**

区　　分	第 47 期 (2017年３月期)	第 48 期 (2018年３月期)	第 49 期 (2019年３月期)	第 50 期（当期） (2020年３月期)
売上高（百万円）	184,318	184,922	186,627	197,438
営業利益（百万円）	3,395	5,899	5,573	5,127
当期純利益（百万円）	2,945	4,527	3,355	3,200
１株当たり当期純利益　（円）	136.80	210.25	155.85	148.64
総資産（百万円）	793,946	855,531	858,830	957,891
純資産（百万円）	81,044	84,847	86,460	88,458

■ 売上高 (百万円)

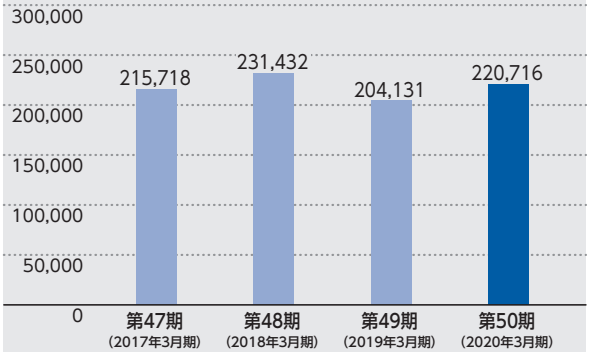

■ 営業利益 (百万円)

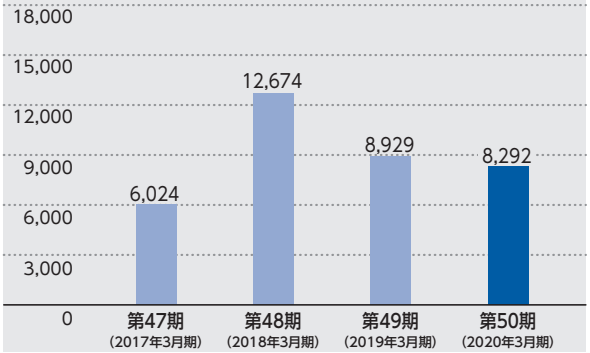

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

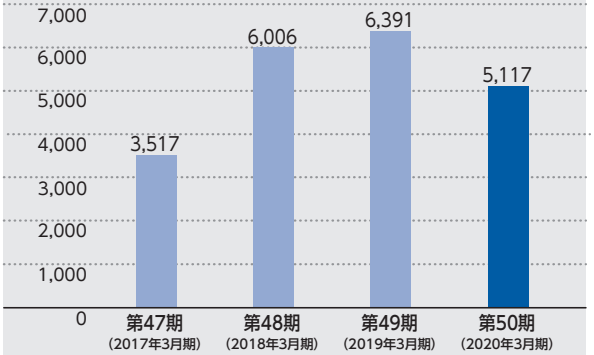

■ 1株当たり当期純利益 (円)

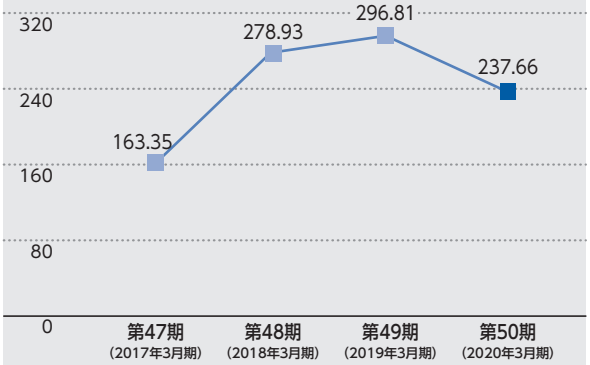

■ 総資産 (百万円)

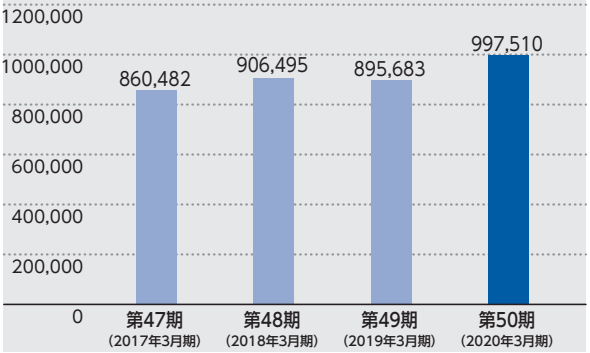

■ 純資産 (百万円)

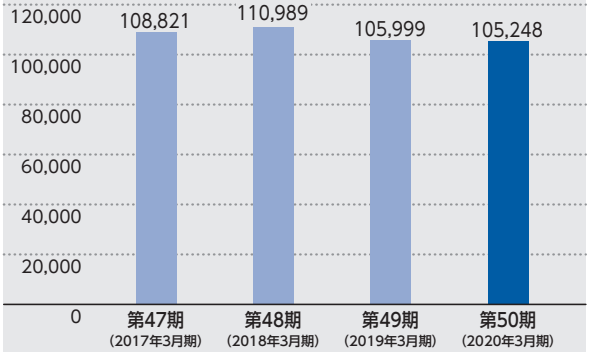

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
キャピテック＆リブートテクノロジーサービス株式会社	100百万円	100.0%	ＩＣＴ関連サービス事業、中古物品売買等
株式会社リサ・パートナーズ	100百万円	99.9%	企業投資、債権投資、不動産、ファイナンス、アドバイザリー業務
日本電氣租賃香港有限公司	HK＄32,000,000	100.0%	賃貸事業、ファイナンス事業等
NEC Capital Solutions Singapore Pte. Limited	SG＄7,000,000	100.0%	賃貸事業、ファイナンス事業等
NEC Capital Solutions Malaysia Sdn. Bhd.	MYR11,000,000	100.0%	賃貸事業、ファイナンス事業等
NEC Capital Solutions (Thailand) Ltd.	THB60,000,000	49.0%	賃貸事業、ファイナンス事業等

③ 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は当社の議決権総数の37.66%、三井住友ファイナンス＆リース株式会社は当社の議決権総数の24.98%を保有しており、両社は当社の関係会社であります。

(4) 対処すべき課題

日銀のマイナス金利導入など、異次元の金融緩和が継続する中、当社が事業展開するリース・企業金融市場における競争が一段と激化しております。加えて、2020年１月下旬以降、新型コロナウイルス感染拡大による個人消費や企業活動の停滞に伴い、新規リース取扱高の減少、与信コストの増加、資金調達コストの増加、為替変動幅の拡大などが懸念されます。足元の資金調達環境については、コマーシャル・ペーパーの発行レートが上昇するなど厳しさを増しており、今後の動向について注視が必要と考えています。また、当社社員が感染した場合のＢＣＰ対応によって、企業活動の水準が必要最低限にならざるを得なくなった場合、経営成績全般に影響を及ぼす可能性があります。これらの内外環境による対処すべき課題に対し、当社グループとしては、より一層の危機管理能力強化によって事業活動の継続性を確実にしていくと共に、従来からのＮＥＣグループにおける販売金融機能を核としつつ、ＮＥＣグループが得意とする社会インフラ、エネルギー等の領域における投融資、プロジェクトファイナンスの組成、また、ＩＣＴアセット周辺に発生する様々なビジネス機会の開拓等を通して、継続的な成長を図っていく所存です。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（2020年3月31日現在）

事業セグメント	事　業　内　容
賃貸・割賦事業	情報・事務用機器、産業・土木・建設機械等の賃貸（リース・レンタル）及び割賦販売業務等
ファイナンス事業	金銭の貸付業務、ファクタリング業務及び営業目的の収益を得るために所有する有価証券の投資業務等
リサ事業	株式会社リサ・パートナーズが行っている企業投資、債権投資、不動産、ファイナンス及びアドバイザリー業務
その他の事業	物品売買、賃貸取引の満了・中途解約に伴う物件売却、手数料取引、ベンチャー企業向け投資、ヘルスケア関連及び太陽光発電売電業務等

(6) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

① 当社

本　社	東京都港区
支　店	北海道支店（札幌市）　東北支店（仙台市）　関東支店（さいたま市）　新潟支店（新潟市） 千葉支店（千葉市）　西東京支店（立川市）　神奈川支店（横浜市）　静岡支店（静岡市） 中部支店（名古屋市）　北陸支店（金沢市）　関西支店（大阪市）　中国支店（広島市） 四国支店（高松市）　九州支店（福岡市）

② 子会社

キャピテック＆リブートテクノロジーサービス株式会社	本社（東京都港区）
株式会社リサ・パートナーズ	本社（東京都港区）
日本電氣租賃香港有限公司	香港
NEC Capital Solutions　Singapore Pte. Limited	シンガポール
NEC Capital Solutions　Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア
NEC Capital Solutions (Thailand) Ltd.	タイ

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
784名	17名増

（注）従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。なお、従業員には、パート・嘱託・派遣は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
609名	13名増	41.7歳	13.1年

（注）従業員数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。なお、従業員数には、パート・嘱託・派遣は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	93,779百万円
三井住友信託銀行株式会社	43,083百万円
株式会社日本政策投資銀行	42,700百万円
株式会社三菱UFJ銀行	41,885百万円
株式会社みずほ銀行	33,647百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

その他企業集団の現況に関する重要な事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

① **発行可能株式総数**　86,000,000株
② **発行済株式の総数**　21,533,400株
③ **株主数**　19,305名
④ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
日本電気株式会社	8,110千株	37.66%
三井住友ファイナンス＆リース株式会社	5,380千株	24.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	876千株	4.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	433千株	2.01%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	237千株	1.10%
野村信託銀行株式会社（投信口）	228千株	1.06%
三井住友信託銀行株式会社	200千株	0.92%
住友生命保険相互会社	200千株	0.92%
三井住友海上火災保険株式会社	140千株	0.65%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	114千株	0.53%

（注）1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は自己株式（507株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① **当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。

② **当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	今　関　智　雄	
代表取締役	青　木　良　三	執行役員常務
取　締　役	手　塚　修　一	執行役員常務 株式会社リサ・パートナーズ　取締役
取　締　役	夏　目　範　夫	執行役員
取　締　役	名　和　高　司	一橋大学大学院　国際企業戦略研究科　教授 株式会社ジェネシスパートナーズ　代表取締役社長 株式会社ファーストリテイリング　社外取締役 味の素株式会社　社外取締役
取　締　役	板　谷　正　德	
取　締　役	福　田　克　巳	日本電気株式会社　社会公共ビジネスユニット主席企画主幹 ＮＥＣマネジメントパートナー株式会社　取締役
常勤監査役	本　間　郁　夫	
常勤監査役	音　田　　亘	
監　査　役	大久保　智　史	日本電気株式会社　経営企画本部長代理兼経営企画本部関連企業部長 株式会社高砂製作所　取締役 ＮＥＣファシリティーズ株式会社　取締役
監　査　役	二　瓶　俊　哉	日本電気株式会社　エンタープライズ企画本部経理部長

（注）1．取締役名和高司氏、取締役板谷正德氏及び取締役福田克巳氏は、社外取締役であります。
2．監査役音田亘氏は、常勤の社外監査役であります。監査役大久保智史氏及び監査役二瓶俊哉氏は、社外監査役であります。
3．次の各監査役は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・社外監査役音田亘氏は、日本電気株式会社等において、長年にわたり経理部門の業務に従事しておりました。
・社外監査役二瓶俊哉氏は、日本電気株式会社において、長年にわたり経理部門の業務に従事しております。
4．取締役名和高司氏及び取締役板谷正德氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

②　事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
船　津　義　和	2019年6月24日	辞任	社外監査役 ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社　執行役員兼経理部長
諏　訪　原　浩　二	2019年8月31日	辞任	社外取締役 日本電気株式会社　財務部長

③　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役（常勤の社外監査役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項、第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　数	支　　給　　額
取　　締　　役 (う　ち　社　外　取　締　役)	8名 (4)	123百万円 (15)
監　　査　　役 (う　ち　社　外　監　査　役)	5名 (4)	32百万円 (16)
合　　計	13名	155百万円

（注）1．上記には、2019年6月24日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名及び2019年8月31日をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2．2012年6月26日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）、監査役の報酬限度額は、年額80百万円以内と決議いただいております。
3．上記限度額の範囲内で、取締役の報酬等については、2012年度より導入した役員報酬制度に基づき、当社の「指名・報酬委員会」の審議を経て決定しております。当社の「指名・報酬委員会」は、過半数が社外取締役で構成される、取締役会の諮問委員会であります。一方、監査役の報酬等については、監査役の協議により決定しております。

⑤　**社外役員に関する事項**（2020年３月31日現在）

イ．重要な兼職先と当社との関係

・日本電気株式会社と当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。
・一橋大学と当社との間には、賃貸等の取引関係があります。
・株式会社ジェネシスパートナーズと当社との間には、取引関係はありません。
・株式会社ファーストリテイリングと当社との間には、賃貸等の取引関係があります。
・味の素株式会社と当社との間には、賃貸等の取引関係があります。
・ＮＥＣマネジメントパートナー株式会社と当社との間には、業務委託、賃貸等の取引関係があります。
・株式会社高砂製作所と当社との間には、ファクタリング等の取引関係があります。
・ＮＥＣファシリティーズ株式会社と当社との間には、ファクタリング等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況等

	活　動　状　況
取締役　名　和　高　司	当事業年度に開催された14回の取締役会のうち11回出席いたしました。豊富な経営経験及び実務知識並びにこれらに基づく高い見識をもとに主に社外の客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　板　谷　正　徳	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席いたしました。豊富な経営経験及び実務知識並びにこれらに基づく高い見識をもとに主に社外の客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　福　田　克　巳	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席いたしました。豊富な経営経験及び実務知識並びにこれらに基づく高い見識をもとに主に社外の客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　音　田　　亘	当事業年度に開催された14回の取締役会のうち13回、監査役会８回全てに出席いたしました。常勤監査役として、重要会議への出席や重要書類の閲覧により当社取締役の業務執行状況を監督し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築にあたっての助言・提言を行っております。
監査役　大久保　智　史	当事業年度に開催された14回の取締役会全て、監査役会８回全てに出席いたしました。経営に関する専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築にあたっての助言・提言を行っております。
監査役　二　瓶　俊　哉	就任後に開催された11回の取締役会全て、監査役会５回全てに出席いたしました。経理に関する専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築にあたっての助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① **名称**　　有限責任 あずさ監査法人

② **報酬等の額**

	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	111百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	148百万円

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ **報酬等について監査役会が会社法第399条第1項及び第2項の同意をした理由**

監査役会は、会計監査人及び関係部署からの聴取及び資料収集を通じて、当事業年度における会計監査人の会計監査計画の適切性・妥当性、職務遂行状況及び前事業年度との差異並びに報酬等の前提となる見積もりの算出根拠・内容等を検証した結果、妥当であると考え、同意しております。

④ **非監査業務の内容**

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレターの作成を委託し、対価を支払っております。

⑤ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定することといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① **業務の適正を確保するための体制**

当社は、取締役会の決議に基づき次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。この基本方針に基づき、当社代表取締役社長の指導の下、当社取締役及び従業員が一丸となって実行し、かつ、不断の見直しによってその改善を図り、適法かつ効率的な企業体制を整備しております。

イ．　当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社グループ（当社及び当社子会社を合わせたものをいいます。以下、同じ。）は、法令及び定款等社内規程の遵守の確保を目的としてＮＥＣキャピタルソリューショングループ行動規範を制定し、すべての当社取締役、従業員及び重要な子会社の取締役ならびに従業員は、日常の業務遂行においてＮＥＣキャピタルソリューショングループ行動規範に定めた事項を遵守します。

(b) 当社グループは、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、日常的にモニタリングを行い体制の維持・改善を図り、財務報告の信頼性の確保をはじめ、業務の有効性・効率性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全に努めます。

(c) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

(d) コンプライアンスを企業風土として全社的かつ永続的に定着させるため、当社取締役は、自ら率先して不断の研鑽、垂範、指導を行います。

(e) 当社グループの取締役及び従業員に対して、ＮＥＣキャピタルソリューショングループ行動規範の周知徹底のための教育研修活動を定期的に行います。

(f) 当社監査部は、当社グループにおける法令及び定款等社内規程の遵守状況に関する内部監査及び子会社監査を行い、監査結果を適宜、当社代表取締役社長及び当社監査役に報告します。

(g) 当社グループにおける法令及び定款等社内規程違反行為の未然防止の徹底を図るとともに、当該違反行為の早期発見に努め、また、当該違反行為を発見した場合の報告体制として、自浄作用の維持・強化を図るため、社外専門家を窓口とする内部通報制度を設け、報告者の匿名性保持、関係者以外への報告情報の不開示、報告に基づく調査・確認・措置、再発防止策の徹底、報告者への報復行為の禁止等の措置を講じます。また、当社グループにおける内部通報制度に基づく通報の状況は、適宜、当社代表取締役社長及び当社監査役ならびに取締役会に報告します。

(h) 当社監査役は、企業集団における業務の適正性の確保のため、子会社の監査役等と意見交換を行い、連携を図ります。

(i) 内部統制委員会を設置し、当社グループにおいて、会社法及び金融商品取引法で要求されている内部統制システムの構築、推進、維持、強化を行うとともに、コンプライアンス全般及びその他の内部統制に関する対策を協議します。

(j) 当社と当社の主要取引先であるＮＥＣグループに属する会社との取引が法令、会計規則、その他社会規範に照らし不適切なものとならないよう徹底します。

ロ．　当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 情報セキュリティに関する規程を定め、情報セキュリティの責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に行います。

(b) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録等重要な会議に係る書類及び当社取締役の職務の執行に係る各種の文書、帳票類等については、法令及び社内規程に従い適切に作成、保存、管理、廃棄を行います。

(c) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO27001」の認証を取得し、当社における情報資産の機密性、完全性、可用性を確保・維持します。

ハ.　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、当社グループの不測の事態発生時のリスクを回避、極小化するため、各種のリスクを想定、分類した形でリスク管理に関する規程を整備し、リスク発生時の迅速かつ適切な情報伝達と指揮命令系統の確立等、リスクマネジメントの徹底を行う危機管理体制を整備します。

(b) 当社の各部門は、担当業務及び主管する子会社に関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。

(c) 当社は、リスク管理の強化を多角的に図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある各種のリスクに関する対策を協議し、全社的なリスクマネジメントを実施します。

(d) 定期的に当社グループの与信及びリスクポートフォリオ並びに主要な取引先の状況を、リスクマネジメント委員会及び取締役会において報告します。

(e) 当社は、経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、取締役会において報告します。

ニ.　当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、執行役員制度を導入し、当社取締役としての監督機能と執行役員としての執行機能の明確化及び各々の意思決定の迅速化を図ります。

(b) 当社は、職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、執行役員・部門長等の指揮命令系統、職務権限・責任を明確に規定するとともに、取締役会、経営会議等の各会議の機能・位置付け、委員会の機能・位置付け等を明確に規定し、経営を適正かつ効率的に行うための体制を整備・強化します。

(c) 当社グループにおいて統一的な経営を図るため、当社グループの中期計画を策定し、子会社を主管する各部門が定期的に当社代表取締役との間で子会社の目標・計画の進捗等について協議します。

(d) 当社グループ間ファイナンスを活用し、子会社の資金調達の効率化を図ります。

ホ.　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(a) グループ会社の管理に関する規程を定め、子会社を主管する各部門が子会社の事業運営に関する重要事項について、子会社の取締役及び従業員との間で緊密に連絡をとり協議します。また、重要な子会社については、定期的に当該子会社取締役により当該子会社の状況を当社代表取締役へ報告します。

(b) グループ会社の管理に関する規程において、災害の発生とその他経営上の重要事項については、当社に報告する体制を整備します。

ヘ.　当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

(a) 当社は、当社監査役の職務を補助する人員を設置します。

(b) 当社監査役を補助する人員、業務、体制等の具体的な内容については、当社監査役との適正な意思疎通に基づき検討します。

ト.　当社監査役の職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項

(a) 当社監査役の職務を補助すべき従業員の人事（異動・評価・懲戒等）については、監査役の事前の同意を必要とします。

(b) 当社監査役より監査業務に必要な指示・命令を受けた従業員は、当該指示・命令に関して当社代表取締役社長等の指揮命令を受けません。

チ.　当社監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

上記へ、トに加え、当社監査役の職務を補助する人員は専任とし、当社監査役の指示が迅速かつ適切に実行されるよう体制を整えます。

リ.　当社監査役に報告をするための体制

(a) 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制

・当社取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて速やかに必要な報告を文書または口頭をもって行います。

・当社監査役としての職務を適切に遂行するため、取締役会、経営会議、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会を含む会社のあらゆる会議への出席を可能とします。

・当社監査部が、内部通報制度の運用状況について、適宜、当社監査役に報告します。

(b) 子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

・当社監査部が、子会社の法令及び定款等社内規程の遵守状況を適宜、当社監査役に報告します。

・当社監査部が、当社グループに適用される内部通報制度の運用状況について、適宜、当社監査役に報告します。

ヌ.　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループに適用される内部通報制度において、内部通報者及び監査役へ報告を行った者に対する不利な取扱いを禁止します。

ル.　当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設け、社内規程により費用等の処理について定めます。

ヲ.　その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 当社監査役は、監査役としての職務を適切に遂行するため、当社代表取締役社長との間で定期的な意見交換を行います。

(b) 当社監査役は、会計監査人及び監査部との間で定期的な意見交換を行います。

② **業務の適正を確保するための体制の運用の状況**

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ．コンプライアンス体制及び業務品質向上の取り組みについて

当社は、代表取締役社長、監査役、執行役員及び関係部門長が出席する内部統制委員会を、四半期に１回開催し、当社グループの内部統制及びコンプライアンス体制全般について協議、報告を行い、それらについて日々向上を図っております。また、当社グループの全役員及び従業員を対象としたコンプライアンス教育のほか、情報セキュリティに関する教育を実施しております。

内部通報制度は、社内規程に基づく運用がなされ、その状況は取締役会に報告しております。

当社は、貸金業法、金融商品取引法その他の各種法令を遵守した業務運営について会議体を通じて関係部門が連携し、管理レベルの向上に努めるとともに実際に発生した業務上の課題や問題について、改善活動、恒久対応や事例公開を行い、会社全体の業務品質向上を図っております。

ロ．リスク管理体制について

当社は、代表取締役社長、監査役、関係執行役員及び関係部門長が出席するリスクマネジメント委員会を、四半期に１回開催し、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある各種のリスクに関する対策を協議しております。また、定期的に、当社グループ全体の与信及びリスクポートフォリオの状況をリスクマネジメント委員会及び取締役会において報告する等、リスク全般について日々モニタリングを行っております。

新型コロナウイルス感染拡大への対応については、発生段階に合わせた日本国政府方針、各国政府方針及び自治体方針等に基づき、災害対策本部で検討を行い、お客様と従業員の安全対策と当社グループの事業活動の維持・継続など、必要な対応を実施しております。

ハ．取締役の職務の執行について

当社取締役は、毎月開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会に出席し、取締役会において、法令・定款等で定められた事項、中長期的な経営方針、重要な営業案件及び子会社に関する重要事項等について審議・決議し、その他重要事項の報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。

ニ．内部監査の実施について

当社は、年度毎の内部監査計画に基づき、当該年度の重点項目及びその他全般の項目について、当社監査部による当社グループの内部監査を実施し、その結果及び改善状況を当社代表取締役及び監査役並びに取締役会に報告しております。

ホ．グループ管理体制について

当社は、重要な子会社との間で、四半期に１回、当該子会社の代表取締役より当該子会社の状況を当社代表取締役へ報告し、当該子会社の重要事項について協議しております。さらに、グループ会社の管理に

関する規程に基づき、定期的に、子会社を主管する各部門が子会社の事業運営に関する重要事項について、子会社の取締役及び従業員との間で緊密に連絡をとり協議しております。

ヘ．監査役の職務の執行について

当社監査役は、年度毎の監査計画に基づき監査役会に出席し、監査役間の当社に関する情報共有及び議論を行っております。また、取締役会、経営会議、内部統制委員会及びリスクマネジメント委員会等の重要会議への出席、各部門・営業拠点への往査、当社代表取締役社長との定期的な意見交換、社外取締役との情報連絡会の開催等を行い、これらについて、取締役会において適宜報告及び当社への必要な提言を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当は、安定配当の維持を基本方針とし、事業の見通し、配当性向などを勘案して決定いたしております。また、内部留保いたしました剰余金につきましては、今後の当社成長戦略に資することで企業価値向上を第一の目的として有効に活用してまいります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めています。

当事業年度につきましては、安定配当の維持を基本方針とする当社の配当政策に基づき、１株あたり年間60円（中間配当30円、期末配当30円）の配当を実施いたします。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**879,642**	**負債の部**	
現金及び預金	43,339	**流動負債**	**443,565**
割賦債権	29,545	支払手形	682
リース債権及びリース投資資産	483,505	買掛金	15,907
賃貸料等未収入金	22,607	短期借入金	37,069
営業貸付金	245,934	１年内返済予定の長期借入金	105,376
買取債権	10,640	コマーシャル・ペーパー	256,000
営業投資有価証券	14,097	債権流動化に伴う支払債務	3,353
販売用不動産	16,496	未払金	1,013
仕掛販売用不動産	500	未払費用	5,105
前払費用	1,686	未払法人税等	955
未収還付法人税等	542	賃貸料等前受金	9,780
その他	16,815	預り金	1,810
貸倒引当金	△6,067	前受収益	1,282
固定資産	**117,868**	賞与引当金	697
有形固定資産	**60,873**	その他	4,529
賃貸資産	55,673	**固定負債**	**448,697**
建物	255	社債	90,000
機械及び装置	4,793	長期借入金	344,143
器具備品	139	債権流動化に伴う長期支払債務	5,325
建設仮勘定	10	退職給付に係る負債	2,094
無形固定資産	**4,664**	その他	7,134
賃貸資産	1,311		
その他の無形固定資産	3,353		
ソフトウエア	1,864	**負債合計**	**892,262**
ソフトウエア仮勘定	117	**純資産の部**	
のれん	1,278	**株主資本**	**92,403**
その他	93	資本金	3,776
投資その他の資産	**52,330**	資本剰余金	4,645
投資有価証券	42,480	利益剰余金	83,981
破産更生債権等	2,878	自己株式	△0
長期前払費用	1,541	**その他の包括利益累計額**	**321**
退職給付に係る資産	231	その他有価証券評価差額金	465
繰延税金資産	5,961	繰延ヘッジ損益	△143
その他	1,762	為替換算調整勘定	54
貸倒引当金	△2,526	退職給付に係る調整累計額	△54
		非支配株主持分	**12,523**
		純資産合計	**105,248**
資産合計	**997,510**	**負債及び純資産合計**	**997,510**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	**220,716**
売上原価	**193,134**
売上総利益	**27,581**
販売費及び一般管理費	**19,288**
営業利益	**8,292**
営業外収益	**966**
受取利息	28
受取配当金	73
投資事業組合等投資利益	673
為替差益	125
その他	65
営業外費用	**166**
支払利息	19
持分法による投資損失	74
投資有価証券評価損	26
固定資産廃棄損	21
投資事業組合等投資損失	10
その他	14
経常利益	**9,092**
税金等調整前当期純利益	**9,092**
法人税、住民税及び事業税	1,962
法人税等調整額	114
当期純利益	**7,014**
非支配株主に帰属する当期純利益	**1,897**
親会社株主に帰属する当期純利益	**5,117**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,776	4,645	80,156	△0	88,577
当期変動額					
剰余金の配当			△1,291		△1,291
親会社株主に帰属する当期純利益			5,117		5,117
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	−	−	3,825	△0	3,825
当期末残高	3,776	4,645	83,981	△0	92,403

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	537	△298	154	△4	388	17,032	105,999
当期変動額							
剰余金の配当							△1,291
親会社株主に帰属する当期純利益							5,117
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△71	154	△99	△50	△66	△4,509	△4,576
当期変動額合計	△71	154	△99	△50	△66	△4,509	△750
当期末残高	465	△143	54	△54	321	12,523	105,248

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**845,372**	**負債の部**	
現金及び預金	31,226	**流動負債**	**429,963**
割賦債権	28,429	支払手形	682
リース債権	72,655	買掛金	15,849
リース投資資産	405,416	短期借入金	25,391
賃貸料等未収入金	22,421	１年内返済予定の長期借入金	105,252
営業貸付金	230,210	コマーシャル・ペーパー	256,000
販売用不動産	5,267	債権流動化に伴う支払債務	3,353
仕掛販売用不動産	500	未払金	523
前渡金	74	未払費用	4,974
前払費用	1,609	未払法人税等	869
関係会社短期貸付金	36,485	賃貸料等前受金	9,718
その他	15,581	預り金	1,185
貸倒引当金	△4,506	前受収益	1,216
固定資産	**112,518**	賞与引当金	687
有形固定資産	**54,251**	その他	4,258
賃貸資産	53,968	**固定負債**	**439,469**
建物	184	社債	90,000
器具備品	99	長期借入金	335,228
無形固定資産	**3,277**	債権流動化に伴う長期支払債務	5,325
賃貸資産	1,311	退職給付引当金	2,059
その他の無形固定資産	1,966	資産除去債務	1,090
ソフトウエア	1,827	その他	5,764
ソフトウエア仮勘定	117		
その他	20		
投資その他の資産	**54,989**	**負債合計**	**869,432**
投資有価証券	20,790	**純資産の部**	
関係会社株式	18,534	**株主資本**	**88,223**
関係会社出資金	4,852	資本金	3,776
関係会社長期貸付金	3,283	資本剰余金	4,648
破産更生債権等	2,482	資本準備金	4,648
長期前払費用	1,535	利益剰余金	79,799
前払年金費用	275	利益準備金	71
繰延税金資産	3,977	その他利益剰余金	79,727
その他	1,387	別途積立金	75,790
貸倒引当金	△2,130	繰越利益剰余金	3,937
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	**235**
		その他有価証券評価差額金	324
		繰延ヘッジ損益	△88
		純資産合計	**88,458**
資産合計	**957,891**	**負債及び純資産合計**	**957,891**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	**197,438**
賃貸料収入	173,523
割賦売上高	384
ファイナンス収益	6,902
その他	16,628
売上原価	**179,171**
賃貸原価	160,374
ファイナンス原価	281
資金原価	3,932
その他	14,582
売上総利益	**18,267**
販売費及び一般管理費	**13,140**
営業利益	**5,127**
営業外収益	**1,293**
受取利息	566
受取配当金	141
投資事業組合等投資利益	368
為替差益	139
その他	77
営業外費用	**666**
支払利息	421
投資事業組合等投資損失	214
その他	30
経常利益	**5,754**
特別損失	**602**
関係会社株式評価損	583
関係会社貸倒引当金繰入額	18
税引前当期純利益	**5,152**
法人税、住民税及び事業税	1,811
法人税等調整額	139
当期純利益	**3,200**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,776	4,648	71	73,890	3,928	77,890	△0	86,314
当期変動額								
別途積立金の積立				1,900	△1,900	－		－
剰余金の配当					△1,291	△1,291		△1,291
当期純利益					3,200	3,200		3,200
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	1,900	8	1,908	△0	1,908
当期末残高	3,776	4,648	71	75,790	3,937	79,799	△0	88,223

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	377	△231	146	86,460
当期変動額				
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△1,291
当期純利益				3,200
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△52	142	89	89
当期変動額合計	△52	142	89	1,998
当期末残高	324	△88	235	88,458

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　貞　廣　篤　典　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　近　藤　　敬　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　秋　山　範　之　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　貞　廣　篤　典　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　近　藤　　敬　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　秋　山　範　之　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、当期の監査方針、監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役及び執行役員その他の使用人並びに内部監査部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他の重要会議に出席し適宜意見も述べ、取締役及び執行役員その他の使用人からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社並びに拠点における業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び執行役員その他使用人から報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜意見も述べました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役及び執行役員その他の使用人並びに有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、その職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を適切に整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月19日

ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社監査役会

常勤監査役　本間郁夫　㊞

常勤社外監査役　音田　亘　㊞

社外監査役　大久保智史　㊞

社外監査役　二瓶俊哉　㊞

以　上

メモ欄

【株主総会会場ご案内図】

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京　5階　瑞雲（ずいうん）の間

ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

ホテルメルパルク東京

ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

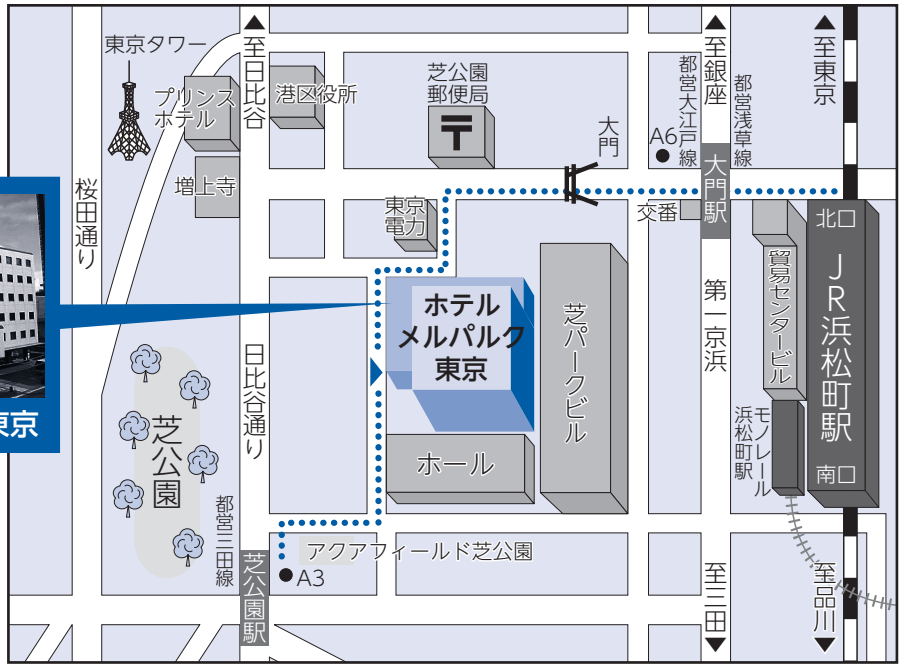

会場まで

- **JR**
  浜松町駅（北口）から徒歩8分
- **モノレール**
  浜松町駅（北口）から徒歩8分
- **地下鉄**
  芝公園駅（都営三田線）A3出口から徒歩2分
  大門駅（都営浅草線、都営大江戸線）　A6出口から徒歩4分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

VEGETABLE OIL INK